

施設及び備品の貸出に関する規定（抜粋）

（施設の利用の許可）

第7条 前条の規定に基づき、別表第1に掲げる施設の利用の許可を受けようとする者は、それぞれ次の各号に定める期間内にえひめこどもの城施設利用許可申請書（様式第1号。以下「施設利用申請書」という。）を当社に提出しなければならない。

- (1) 多目的ホール、楽屋、野外ステージ、芝生広場、利用日の1年前から7日前
- (2) 研修室、ボランティアルーム、利用日の6月前から2日前

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の期間外に施設利用申請書の提出を認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 大規模な行事等のため、所定の期間前から準備を始める必要があると認められる場合
- (3) その他当社が特に理由があると認める場合

3 当社は、施設利用申請書の受付を、開園日（第3条に規定する休園日以外の日をいう。以下同じ。）の開園時間の間に行うものとする。

4 受付は、原則として施設利用申請書が提出された順序により行うものとし、同一時期の施設利用申請書が同時に2人以上の者から提出されたときは、抽選により、その順序を決定する。

5 当社は、施設利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、条例第10条各号に該当すると認める場合、又はこどもの城の管理運営上やむを得ない理由がある場合を除き、当該申請書を受理するものとする。

6 当社は、前項の規定により受理した施設利用申請書について、原則として施設利用申請書を受理した順序により、利用の許可を決定するものとする。

7 当社は、前項の規定により利用の許可を決定したときは、当該申請をした者に対し、えひめこどもの城施設利用許可書（様式第2号。以下「施設利用許可書」という。）を交付する。

8 当社は、施設利用許可書の交付に当たり、こどもの城の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

9 施設利用許可書は、利用料金の納付があったときに交付するものとする。ただし、第15条に基づき、利用料金を後納させ、又は分納させる場合にあっては、この限りではない。

10 前各項の規定にかかわらず、当社がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために施設を利用するとき、又は当社が主催若しくは共催する事業等を行う者が施設を利用するときは、当社における事業の実施の決定をもって、前各項に定める利用の申請及び許可があったものとみなす。

11 施設利用許可書を交付された者（以下「施設利用者」という。）は、施設の利用に当たり、当社の求めに応じて施設利用許可書を提示しなければならない。

12 施設利用者は、許可を受けた施設の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（備品の利用の許可）

第10条 第6条の規定に基づき、別表第1に掲げる備品の利用の許可を受けようとする者は、利用する前に、えひめこどもの城備品利用許可申請書（様式第4号。以下「備品利用申請書」という。）を当社に提出しなければならない。

2 当社は、備品利用申請書の受付を、開園日の開園時間の間に行うものとする。

3 受付は、原則として備品利用申請書が提出された順序により行うものとし、同一時期の備品利用申請書が同時に2人以上の者から提出されたときは、抽選により、その順序を決定する。

- 4 当社は、備品利用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、条例第 10 条各号に該当すると認める場合、又はこどもの城の管理運営上やむを得ない理由がある場合を除き、当該申請書を受理するものとする。
- 5 当社は、前項の規定により受理した備品利用申請書について、原則として備品利用申請書を受理した順序により、利用の許可を決定するものとする。
- 6 当社は、前項の規定により利用の許可を決定したときは、当該申請をした者に対し、えひめこどもの城備品利用許可書（様式第 5 号。以下「備品利用許可書」という。）を交付する。
- 7 当社は、備品利用許可書の交付に当たり、こどもの城の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。
- 8 備品利用許可書は、利用料金の納付があったときに交付するものとする。ただし、第 15 条に基づき、利用料金を後納させ、又は分納させる場合にあっては、この限りではない。
- 9 前 3 項の規定にかかわらず、当社が支障ないと認めるときは、備品利用許可書の交付を省略し、備品の引渡しをもって利用の許可とする。
- 10 前各項の規定にかかわらず、当社がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために備品を利用するとき、又は当社が主催若しくは共催する事業等を行う者が備品を利用するときは、当社における事業の実施の決定をもって、前各項に定める利用の申請及び許可があったものとみなす。
- 11 備品利用許可書を交付された者（以下「備品利用者」という。）は、備品の利用に当たり、当社の求めに応じて備品利用許可書を提示しなければならない。
- 12 備品利用者は、許可を受けた備品の利用に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（施設の利用の許可の変更及び取消し）

- 第 11 条 施設利用者は、利用日時又は利用目的について変更しようとするとき、若しくは許可の取消しを求めるときは、あらかじめえひめこどもの城施設利用変更（取消し）許可申請書（様式第 6 号）に施設利用許可書を添えて当社に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可に当たっては、第 7 条の規定を準用するものとする。

（備品の利用の許可の変更及び取消し）

- 第 12 条 備品利用者は、利用日時又は利用目的について変更しようとするとき、若しくは許可の取消しを求めるときは、あらかじめえひめこどもの城備品利用変更（取消し）許可申請書（様式第 7 号）に備品利用許可書を添えて当社に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可に当たっては、第 10 条の規定を準用するものとする。

（利用の許可の取消し等）

- 第 13 条 当社は、第 7 条から第 12 条までの規定に基づく利用の許可を受けた者が、条例第 11 条各号に該当すると認める場合、又はこどもの城の管理運営上やむを得ない理由がある場合のほか、この規程に違反すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがある。
- 2 前項の規定に基づき取消し等を行う場合は、当社は施設等利用許可取消し等命令書（様式第 8 号）を交付するものとする。ただし、当社が必要と認めるときは、口頭で命令できるものとする。

（利用料金の納付）

- 第 14 条 当社は、第 7 条の規定により施設の利用の許可を決定したとき、又は第 10 条の規定により備品の利用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、それぞれの利用にかかる利用料金の納付の通知を行うものとする。

2 申請者は、前項の利用料金の納付の通知を受けたときは、直ちに利用料金を当社に納付し、施設利用許可書若しくは備品利用通知書の交付又は備品の引渡しを受けるものとする。

(利用料金の後納等)

第15条 条例第12条第2項に基づき、次の各号に掲げる場合にあっては、利用料金を後納させ、又は分納させることがある。

- (1) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (2) 許可された利用時間を超えて利用した場合
- (3) その他当社がやむを得ないと認める場合

(利用料金の額)

第16条 条例第13条に基づき、当社が定める利用料金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(施設利用料金の減免)

第17条 別表第1に掲げる施設の利用料金については、条例第14条第3項の規定に基づき、当社では、次の各号に該当すると認める場合、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 愛媛県及び当社がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために利用する場合 施設利用料金の全額
- (2) 愛媛県及び当社が主催又は共催する事業等を行う者が利用する場合 施設利用料金の全額
- (3) その他当社が利用者間の均衡を失しない範囲内において適当と認める場合 当社が適当と認める額

2 前項の規定により施設利用料金の減免を受けようとする者は、施設利用料金減免申請書(様式第9号)及び当社が必要と認める資料を、施設利用申請書に添えて当社に提出するものとする。

3 当社は、施設利用料金の減免を決定したときは、施設利用許可書にその旨を記載するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び同項第2号に掲げる場合にあっては、当社における事業の実施の決定をもって、前2項に定める減免の申請及び決定があったものとみなす。

(備品利用料金の減免)

第20条 別表第1に掲げる備品の利用料金については、条例第14条第3項の規定に基づき、当社は、次の各号に該当すると認める場合、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 愛媛県及び当社がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために利用する場合 備品利用料金の全額
- (2) 愛媛県及び当社が主催又は共催する事業等を行う者が利用する場合 備品利用料金の全額
- (3) その他当社が利用者間の均衡を失しない範囲内において適当と認める場合 当社が適当と認める額

2 前項の規定により備品利用料金の減免を受けようとする者は、備品利用料金減免申請書(様式第13号)及び当社が必要と認める資料を、備品利用申請書に添えてを当社に提出するものとする。

3 当社は、備品利用料金の減免を決定したときは、備品利用許可書にその旨を記載するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び同項第2号に掲げる場合にあっては、当社における事業の実施の決定をもって、前各項に定める減免の申請及び決定があったものとみなす。

(利用料金の還付)

第22条 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に収受した利用料金のうち、それぞれ当該各号に定

める額を還付するものとする。

(1) 条例第 15 条第 1 項第 1 号に該当すると認める場合 利用料金の全額

(2) 別表第 2 に掲げる施設又は備品の利用の許可を受けた者が、それぞれ同表に掲げる日までに、第 11 条又は第 12 条の規定に基づき、利用の許可の変更又は取消しの許可を受けた場合 それぞれ同表に掲げる額

(3) その他当社がやむを得ないと認める場合 当社が適当と認める額

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、えひめこどもの城利用料金還付申請書(様式第 14 号)を当社に提出しなければならない。

(施設等損傷の届出)

第 24 条 こどもの城の施設等を損傷した者は、直ちにその旨を当社に届け出なければならない。

(原状回復義務)

第 25 条 利用者は、こどもの城の施設等の利用が終ったとき又は利用の許可を取り消されたときは、こどもの城の職員の指示に従い、速やかに附属設備及び備品を所定の場所に整理し、現状に回復しなければならない。

(当社の指示及び調査)

第 26 条 当社は、こどもの城の秩序の維持及び管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、その利用に関し指示をし、又は利用中の施設に職員を立ち入らせ利用の状況を調査させることができる。